

○不利益処分についての審査請求に関する規則

昭和38年9月10日

公平委員会規則第1号

改正 昭和42年12月16日公平委員会規則第2号

昭和46年12月17日公平委員会規則第4号

平成16年9月28日公平委員会規則第4号

平成17年3月25日公平委員会規則第2号

平成28年3月24日公平委員会規則第1号

(題名改称)

令和3年3月26日公平委員会規則第1号

目次

第1章 総則（第1条—第3条の2）

第2章 審査請求の手續（第4条—第11条）

第3章 代表者等（第12条—第17条）

第4章 審査請求に関する審査の手續

第1節 審査（第18条—第20条）

第2節 口頭審理による審査（第21条—第26条）

第5章 証拠調べ（第27条—第36条）

第6章 審査請求に関する審査の結果執るべき措置（第37条・第38条）

第7章 再審（第39条—第42条）

第8章 雑則（第43条—第44条）

付則

第1章 総則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、本市職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求の手續、当該審査請求に関する審査の結果執るべき措置等について必要な事項を定めるものとする。

(平16公平委規則4・平28公平委規則1・一部改正)

(当事者)

第2条 当事者とは、審査請求人及び処分者をいう。

- 2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、処分を行なった者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後にその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

(平28公平委規則1・一部改正)

(書類の提出部数)

第3条 当事者又はその代理人が審査請求等に関して尼崎市公平委員会(以下「公平委員会」という。)に提出する書類の部数は、正副各1通とする。ただし、公平委員会が別に定めた場合は、この限りでない。

(平28公平委規則1・一部改正)

(書類の送達)

第3条の2 公平委員会が行なう書類の送達は、交付送達又は郵便による送達によるものとする。

- 2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでないとき、その他書類の送達につき前項の規定によりがたいときは、その送達に代えて、公示送達によることができる。
- 3 前項の公示送達は、公平委員会を送達すべき書類を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を本市の掲示場に掲示して行なうものとする。
- 4 前項の場合においては、掲示を始めた日から14日を経過した時に書類の送達があったものとみなす。

(昭42公平委規則2・追加)

第2章 審査請求の手続

(平28公平委規則1・改称)

(審査請求書の提出等)

第4条 法第49条の2第1項の規定による審査請求は、審査請求書(第1号様式)を公平委員会に提出してしなければならない。

- 2 審査請求書には、当該処分に関する辞令書及び法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書(以下「処分説明書」という。)の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。
- 3 審査請求人又はその代理人は、審査請求書の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、その旨を審査請求書変更届(第2号様式)により公平委員会に届け出なければならない。

(平28公平委規則1・一部改正)

(審査請求書の調査)

第5条 公平委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付書類並びに処分¹の性質、審査請求人の資格及び審査請求の期限その他の事項について調査するものとする。

(平28公平委規則1・一部改正)

(審査請求書の補正等)

第6条 公平委員会は、前条に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認めるときは、相当の期間を定めて、審査請求人又はその代理人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないと認められるときは、職権でこれを補正することができる。

2 公平委員会は、審査請求人又はその代理人が前項の規定による補正命令に従わなかったときは、その審査請求を却下することができる。

(平28公平委規則1・一部改正)

(審理開始等の通知)

第7条 公平委員会は、審査請求を却下しないときはその旨を当事者又はその代理人に通知するとともに処分者又はその代理人に審査請求書の副本を送付するものとし、審査請求を却下するときはその旨を審査請求人又はその代理人に通知するものとする。

(平28公平委規則1・一部改正)

(審査の併合又は分離)

第8条 公平委員会は、同一又は相関連する事案に係る数個の審査請求を併合して審査することができる。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

3 公平委員会は、前2項の規定により審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(平28公平委規則1・一部改正)

(審査請求の取下げ)

第9条 審査請求人は、その事案に関する公平委員会の裁決があるまでは、いつでも審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の審査請求の取下げは、審査請求取下書(第3号様式)を公平委員会に提出してしなければならない。

3 公平委員会は、審査請求の取下げがあったときは、その旨を処分者又はその代理人に通知するものとする。

4 取下げのあった審査請求の部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

(平28公平委規則1・一部改正)

(処分者の通知義務)

第10条 処分者は、公平委員会において審査中の処分について取消し又は変更をしたときは、すみやかにその旨を書面で公平委員会に通知しなければならない。

(審査の打ち切り)

第11条 公平委員会は、審査請求人の所在不明等により審査を継続することができなくなったと認める場合又は処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要性がなくなったと認める場合には、審査を打ち切り、審査請求を棄却することができる。

(平28公平委規則1・一部改正)

第3章 代表者等

(代表者)

第12条 審査の併合に係る事案の審査請求人は、それらのうちから代表者1人を選任し、及び解任することができる。

2 公平委員会は、審査の併合に係る事案について必要があると認めるときは、代表者の選任を命ずることができる。

(平28公平委規則1・一部改正)

(代表者の権限)

第13条 代表者は、審査請求人のためにその事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできない。

2 前項の規定により代表者がすることができる行為に関しては、他の審査請求人は、代表者を通じてこれを行うものとする。

3 審査請求人に対する公平委員会の通知その他の行為は、代表者又はその代理人に行えば足りるものとする。

(平28公平委規則1・一部改正)

(代理人)

第14条 当事者は、代理人を選任し、及び解任することができる。

2 公平委員会は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

- 3 前項の制限の決定は、当事者に通知することによってその効力を生ずる。
- 4 第2項の規定により代理人の数を制限した場合において制限した数をこえる代理人があるときは、当該制限の決定は、前項の規定にかかわらず、当該通知のあった日から7日の期間を経過することによってその効力を生ずる。
- 5 前項の制限の決定が効力を生じた場合においてなお制限された数をこえる代理人があるときは、代理人の選任は、その効力を失う。

(代理人の権限)

第15条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

(平28公平委規則1・一部改正)

(主任代理人)

第16条 当事者は、複数の代理人を選任したときは、それらのうちから主任代理人1人を指名し、及び指名を解くことができる。

- 2 公平委員会は、必要があると認めるときは、主任代理人の指名を命ずることができる。
- 3 主任代理人は、当該事案の審査に関して他の代理人を代表するものとし、主任代理人以外の代理人は、主任代理人又は主任代理人があらかじめ指名した者の同意を得なければ、当該事案の審査に関し必要な行為をすることができない。

(代表者の選任届等)

第17条 当事者が代表者又は代理人を選任し、又は解任したときは、その旨並びにその者の氏名、住所又は所属部局及び職業又は職名を記載した書面を公平委員会に提出しなければならない。主任代理人を指名し、又はその指名を解いた場合についても、同様とする。

第4章 審査請求に関する審査の手續

(平28公平委規則1・改称)

第1節 審査

(審査の方式)

第18条 公平委員会は、第7条の規定により、審査請求書の副本を送付するときは、相当の期間を定めて、処分者又はその代理人に対して答弁書及び証拠その他の資料の提出を求めることができる。

- 2 公平委員会は、答弁書が提出されたときは、審査請求人にその副本を送付し、必要があると認めるときは、相当の期間を定めて、審査請求人又はその代理人に対して反論書の提

出を求めることができる。

- 3 公平委員会は、反論書が提出されたときは、処分者又はその代理人にその副本を送付するものとする。
- 4 公平委員会は、当事者又はその代理人から申出があったときは、当該当事者又は代理人に口頭で意見を述べるができる機会を与えるものとする。
- 5 公平委員会は、当事者又はその代理人に対し、質問し、又は立証を求めることができる。

(平28公平委規則1・一部改正)

(争われない主張)

第19条 公平委員会は、当事者又はその代理人が、公平委員会が提出を求めた書面を所定の期間内に提出しなかったとき、又は正当な理由がなく当事者の一方及びその代理人が、ともに口頭審理の期日に出席しなかったとき、若しくは出席しても相手方の主張について争わなかったと明白に認められるときは、これに係る相手方の主張した事実を承認したものとみなすことができる。

(審理調書)

第20条 公平委員会は、審理の都度、その要領を記載した審理調書を公平委員会の事務局の職員（以下「事務局職員」という。）に作成させるものとする。ただし、公平委員会が適当と認めるときは、審理に関する速記録をもって審理調書に代えることができる。

- 2 前項の審理調書には、審理を担当した公平委員会の委員及び審理調書を作成した事務局職員が署名しなければならない。

(令3公平委規則1・一部改正)

第2節 口頭審理による審査

(準備手続)

第21条 公平委員会は、必要があると認めるときは、公平委員会の委員又は事務局職員をして口頭審理の準備手続を行わせることができる。

- 2 前項の準備手続においては、次の各号に掲げる事項を協議することができる。

- (1) 口頭審理の期日に関する事項
- (2) 事実の整理に関する事項
- (3) 証拠の整理に関する事項
- (4) その他必要な事項

- 3 前条及び第24条の2の規定は、第1項の準備手続について準用する。

(昭46公平委規則4・令3公平委規則1・一部改正)

(準備書面)

第22条 公平委員会は、口頭審理の準備のため口頭審理の期日前において、相当の期間を定めて、当事者又はその代理人に対し、その陳述すべき事項の要旨を記載した準備書面の提出を求めることができる。

2 当事者又はその代理人は、公平委員会の求めがない場合であっても口頭審理の期日前において、前項に規定する書面を提出することができる。

(口頭審理の通知等)

第23条 公平委員会は、口頭審理を行なう場合には、そのつど、あらかじめ、その日時及び場所を当事者又はその代理人に通知するものとする。

2 公平委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、口頭審理の日時及び場所を変更することができる。

(口頭審理における主張)

第23条の2 当事者及びその代理人は、第18条第1項、第2項又は第22条の規定により提出した答弁書、反論書又は準備書面(以下「答弁書等」という。)に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。公平委員会が提出を求めた答弁書等を所定の期間内に提出しなかったときも、同様とする。ただし、答弁書等に当該事実を記載することができなかつたこと又は答弁書等を所定の期間内に提出することができなかつたことにつきやむを得ない事情があつたことを疎明したときは、この限りでない。

(昭42公平委規則2・追加、平28公平委規則1・一部改正)

(秩序維持のための措置)

第24条 公平委員会は、口頭審理において、発言を許し、若しくはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は公平委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をすることができる。

(撮影、録音等の制限)

第24条の2 口頭審理において、撮影、録音等をしようとする者は、あらかじめ公平委員会の許可を受けなければならない。

(昭46公平委規則4・追加)

(最終陳述)

第25条 公平委員会は、口頭審理を終了するに先立って、当事者又はその代理人に対して、最終陳述をし、かつ、必要な証拠を提出することができる機会を与えるものとする。

(傍聴制限)

第26条 公平委員会は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合には、傍聴を制限することができる。

第5章 証拠調べ

(証人)

第27条 当事者又はその代理人は、公平委員会の承認を得て、その指名する者を証人として出席させることができる。

2 前項の証人申請は、証人申請書(第4号様式)を公平委員会に提出してしなければならない。

(証拠資料)

第28条 当事者又はその代理人は、審査が終了するまでは、いつでも書類、記録その他の証拠資料を公平委員会に提出することができる。

2 公平委員会は、前項の規定により証拠資料が提出された場合において、その証拠資料を取り調べる必要がないと認めるとき、又は証拠資料の提出が当事者の故意又は重大な過失により時期に遅れてされ、これを取り調べることに審査を著しく遅延させると認めるときは、取り調べないことができる。

(職権による証拠調べ)

第29条 公平委員会は、職権により必要と認める証拠を取り調べることができる。

(証拠資料の提出要求)

第30条 公平委員会は、証拠資料の提出を求める場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行なうものとする。

- (1) 証拠資料を提出すべき者の氏名、住所及び職業
- (2) 証拠資料を提出すべき日時及び場所
- (3) 提出すべき証拠資料
- (4) 正当な理由がなく証拠資料を提出しなかった場合及び虚偽のものを提出した場合の法律上の制裁

(証人の喚問)

第31条 公平委員会は、証人を喚問する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行なうものとする。

- (1) 証人の氏名、住所及び職業
- (2) 出頭すべき日時及び場所
- (3) 証言を求めようとする事項

(4) 正当な理由がなくて出頭しなかった場合の法律上の制裁

(証人の宣誓)

第32条 公平委員会は、証人に対して証言を求めようとする場合は、あらかじめ、宣誓を行わせるとともに、虚偽の証言を行った場合の法律上の制裁の内容を告げるものとする。

2 前項の宣誓は、証人が、宣誓書（第5号様式）を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。

(令3公平委規則1・一部改正)

(証人尋問)

第33条 証人尋問は、各証人ごとに行なうものとし、尋問中においては、後に尋問する証人が当該審理場に在室するときは、退席させるものとする。ただし、公平委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 公平委員会は、当事者又はその代理人の証人に対する尋問が次の各号に掲げる事項に該当するときは、これを制限することができる。

- (1) 立証すべき事項と無関係な事項に関する尋問
- (2) 具体的又は個別的でない尋問
- (3) 誘導尋問
- (4) 証人を侮辱し、又は困惑させる尋問
- (5) すでにした尋問と重複する尋問
- (6) 証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問
- (7) その他公平委員会が適当でないと認める尋問

(口述書の提出要求)

第34条 公平委員会は、証人に対し、口頭による証言に代えて次の各号に掲げる事項を記載した書面により口述書の提出を求めることができる。

- (1) 証人の氏名、住所及び職業
- (2) 提出すべき日時及び場所
- (3) 証言を求めようとする事項
- (4) 正当な理由がなくて口述書を提出しなかった場合及び口述書に虚偽の事項を記載した場合の法律上の制裁

(当事者尋問)

第35条 公平委員会は、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、当該当事者本人の同意を必要とする。

(鑑定)

第36条 公平委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定をさせることができる。

第6章 審査請求に関する審査の結果執るべき措置

(平28公平委規則1・改称)

(裁決書)

第37条 公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに裁決を行い、裁決書を作成するものとする。

2 前項の裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載し、公平委員会の委員全員が署名しなければならない。

(1) 裁決

(2) 理由

(3) 裁決の日付

3 公平委員会は、第1項の裁決書の正本を当事者に送付するものとする。この場合においては、当事者に裁決に対する審査（以下「再審」という。）を請求することができる旨及びその請求期間を教示するものとする。

(平28公平委規則1・令3公平委規則1・一部改正)

(指示)

第38条 公平委員会は、審査の結果必要があると認める場合には、書面で法第50条第3項に規定する指示をするものとする。

第7章 再審

(再審の請求)

第39条 当事者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当するときには、公平委員会に対し、再審を請求することができる。

(1) 裁決の基礎となった当事者又はその代理人の陳述、証人の証言又は鑑定人の鑑定が虚偽のものであることが判明したとき。

(2) 裁決の基礎となった証拠資料が偽造され、又は変造されたものであることが判明したとき。

(3) 事案の審理の際証拠調べが行われなかった重大な証拠が新たに発見されたとき。

(4) 裁決に影響を及ぼすような事実について裁決の遺脱があったとき。

2 前項の請求は、裁決があった日の翌日から起算して6月以内に再審査請求書（第6号様式）を公平委員会に提出してしなければならない。

(平17公平委規則2・平28公平委規則1・一部改正)

(職権による再審)

第40条 公平委員会は、前条第1項各号の一に該当すると認める場合には、職権により再審を行なうことができる。

(再審の結果執るべき措置)

第41条 公平委員会は、再審の結果、最初の裁決を正当であると認める場合にはこれを確認し、不当であると認める場合にはこれを修正し、又はこれに代えて新たに裁決を行なうものとする。

(平28公平委規則1・一部改正)

(準用)

第42条 前3条に規定する場合を除くほか、その性質に反しない限り第2章及び第4章(第2節を除く。)から第6章までの規定は、再審について準用する。

第8章 雑則

(審査及び再審の費用)

第43条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 公平委員会が職権で喚問した証人及び鑑定人の旅費、日当及び宿泊料
- (2) 公平委員会が職権で行なった証拠調べに関する費用
- (3) 公平委員会が書類の送付に要した費用

(補則)

第44条 この規則に定めるもののほか、審査請求等について必要な事項は、公平委員会が定める。

(平28公平委規則1・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(尼崎市職員の不利益処分に関する審査に関する規則の廃止)

2 尼崎市職員の不利益処分に関する審査に関する規則(昭和26年尼崎市公平委員会規則第3号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和37年法律第161号。

以下「整理法」という。)の施行前にされた審査の請求については、なお従前の例による。

4 整理法の施行後、この規則の施行前にされた不服申立てについては、旧規則の規定によってされた手続は、この規則の相当規定によってされた手続とみなす。

5 この規則の施行前にされた判定に関する再審については、なお従前の例による。

付 則 (昭和42年12月16日公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和46年12月17日公平委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年9月28日公平委員会規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月25日公平委員会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(再審の請求期間に関する経過措置)

2 この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第39条第2項の規定は、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第39条第2項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

付 則 (平成28年3月24日公平委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

2 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年尼崎市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則 (令和3年3月26日公平委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

第1号様式

| | | |
|--|------|-----------|
| 審 査 請 求 書 | | 年 月 日 |
| 尼崎市公平委員会 様 | | 審査請求人 氏 名 |
| 地方公務員法第49条の2第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。 なお、処分に関する辞令書及び処分説明書の写し等を添付します。 | | |
| 審査請求人 氏 名・生年月日 住 所 職 業 | | |
| 現に職員である場合 | 職 | |
| | 所属部局 | |
| 処分を受けた当時 | 職 | |
| | 所属部局 | |
| 処 分 者 の 職 及 び 氏 名 | | |
| 処 分 の 内 容 及 び 処 分 年 月 日 | | |
| 処 分 の あ っ た こ と を 知 っ た 年 月 日 | | |
| 処 分 に 対 す る 不 服 の 理 由 | | |
| 審 理 方 法 の 種 類 | | |
| 処分説明書を受領した年月日 (交付されなかったときはその経緯) | | |
| 添 付 書 類 等 の 目 録 | | |
| 備 考 | | |
| 注1 住所、職業、職、所属部局、処分説明書が交付されなかった場合の経緯は、詳細に記載すること。 2 処分に対する不服の理由は、具体的かつ詳細に記載し、必要があれば別紙にすること。 | | |

第2号様式

| | | | | |
|---|---------------|--|--------------------|--|
| 審 査 請 求 書 変 更 届 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 尼崎市公平委員会 様 | | | | |
| 審査請求人(代理人) | | | | |
| 氏 名 | | | | |
| 不利益処分についての審査請求に関する規則第4条第3項の規定により、先に提出した 審査請求書の記載事項を次のとおり変更します。 | | | | |
| 事 案 表 示 | 処分年月日 | | 審 査 請 求 年 月 日 | |
| | 処分者の職 及び氏名 | | 審 査 請 求 人 の 氏 名 | |
| 変 更 し よ う と す る 事 項 | | | | |
| 注 変更しようとする事項は、変更前と変更後を対比して記載すること。 | | | | |

第3号様式

審 査 請 求 取 下 書

年 月 日

尼崎市公平委員会 様

審査請求人(代理人)

氏 名

不利益処分についての審査請求に関する規則第9条の規定により、 年 月
日付け処分に対する審査請求(うち〇〇処分に係る審査請求)を取り下げます。

注 代理人が提出する場合は、その権限を証する書類を添付すること。

第4号様式

| | | |
|--|---------------|----------------------------|
| 証 人 申 請 書 | | 年 月 日 |
| 尼崎市公平委員会 様 | | 審査請求人(処分者) (代理人) 氏 名 |
| 不利益処分についての審査請求に関する規則第27条の規定により、次のとおり証人の申請をします。 | | |
| 事 案 の 表 示 | 処分年月日 | 審 査 請 求 年 月 日 |
| | 処分者の職 及び氏名 | 審 査 請 求 人 の 氏 名 |
| 証人の氏名・生年月日 | | |
| 住 所 | | |
| 職 業 (又は職) | | |
| 尋 問 す べ き 日 時 | | |
| 立 証 趣 旨 | | |
| 尋 問 事 項 | | |
| 注 尋問事項は、具体的に記載すること。 | | |

第5号様式

宣 誓 書

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず何事も付け加えないことを誓います。

年 月 日

氏 名

第6号様式

| | |
|--|------|
| 再 審 請 求 書 | |
| 年 月 日 | |
| 尼崎市公平委員会 様 | |
| 再審請求者(代理人) 氏 名 | |
| <p>不利益処分についての審査請求に関する規則第39条の規定により、次のとおり再審の請求をします。</p> <p>なお、請求理由を証する資料等を添付します。</p> | |
| 再 審 請 求 者 氏名・生年月日 住 所 職 業 | |
| 現に職員である場合 | 職 |
| | 所属部局 |
| 処分を受けた当時 | 職 |
| | 所属部局 |
| 処 分 者 の 職 及 び 氏 名 | |
| 処 分 の 内 容 及 び 処 分 年 月 日 | |
| 裁 決 が あ っ た こ と を 知 っ た 年 月 日 | |
| 裁 決 主 文 及 び 裁 決 年 月 日 | |
| 再 審 を 請 求 す る 理 由 | |
| 添 付 書 類 等 の 目 録 | |
| 備 考 | |
| 注 再審を請求する理由は、具体的かつ詳細に記載し、必要があれば別紙にすること。 | |

第1号様式

(平16公平委規則4・平28公平委規則1・令3公平委規則1・一部改正)

第2号様式

(平16公平委規則4・平28公平委規則1・令3公平委規則1・一部改正)

第3号様式

(平16公平委規則4・平28公平委規則1・令3公平委規則1・一部改正)

第4号様式

(平16公平委規則4・平28公平委規則1・令3公平委規則1・一部改正)

第5号様式

(平16公平委規則4・平28公平委規則1・令3公平委規則1・一部改正)

第6号様式

(平16公平委規則4・平28公平委規則1・令3公平委規則1・一部改正)